

平成29年第2回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

平成29年2月16日 開会

平成29年2月16日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

平成29年第2回教育委員会定例会

平成29年2月16日（木）

午後3時00分 開会

○ 議事日程

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 行事報告

4 報告事項

報告第5号 平成28年度町内小中学校在籍児童生徒数（平成29年2月分）について

報告第6号 体罰に係る実態把握に関する調査結果について

報告第7号 新十津川町立学校職員ストレスチェック制度実施要綱の制定について

5 議案審議

議案第1号 新十津川町及び雨竜町学校給食推進委員会設置規程の制定について

議案第2号 新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町ふるさと公園サンウッドパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）に同意することについて

議案第3号 新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部を改正する条例）に同意することについて

6 その他

7 閉会

○ 出席者（5名）

久保田 純 史

熊 澤 定 男

新 田 右 子

荒 山 直 人

近 藤 陽 介

○ 欠席者（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長 遠 藤 久美子

主 幹 内 田 充

学校教育グループ長 坂 下 佳 則

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまより、平成29年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めて参ります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、新田、荒山両委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎遠藤事務局長

それでは、行事報告につきましては、内田主幹よりご説明申し上げます。

◎内田主幹

それでは、お手元の資料、平成29年1月の14日から本日の2月の16日までの行事をまとめておりますのでご説明申し上げます。最初に1月15日、スラックライン体験会。スポーツクラブ主催のスラックライン体験会がスポーツセンターで開催され、小学生から大人まで延べ43人が、幅約5センチのスラックラインの上に乗る、綱渡りの要領でバランス感覚などの体幹を鍛える方法などを体験いたしました。1月22日、北海道日本ハムファイターズパートナー協定事業の少年野球教室第4回目が新十津川小学校体育館で行われ、新十津川ホワイトベアーズの3年生から5年生の23名が参加し、牧谷コーチ、高口コーチのもと、野球技術の指導を熱心に受けておりました。1月22日、新春歌謡オンステージ。文化協会主催の新春歌謡オンステージ。演歌歌手の石原詢子さんと西田あいさんのコンサートがゆめりあにて開催され、1部、2部合わせて571人が詩吟で鍛えた歌唱力を堪能いたしました。1月19日から2月の9日までの4回、リズムウォーキングとゆる体操がゆめりあで開催され、延べ46人がリズムに合わせた全身運動、ぶらぶらと声を発しながら手首をぶらぶらさせるなど脂肪燃焼の仕方を楽しく学んでおりました。2月の7日、新小新入学児童1日体験入学が新十津川小学校で行われ、4月から入学予定の幼児54人が、教室では先輩の1年生に手伝ってもらいながら絵を書き、続いて、体育館でレクリエーションを楽しみました。2月13日、新小獅子神楽

特別クラブ納会が新十津川小学校体育館で行われ、卒業する3人に対し保存会の役員から記念品を贈呈いたしました。最後にクラブ員みんなで獅子神楽を披露いたしております。なお、翌日の朝のNHKテレビでこの模様が紹介をされております。行事報告に記載はありませんけれども、中学校部活動ですが、1月9日、千歳市で開催されました北海道中学校新人剣道大会で剣道女子団体が優勝を果たしております。また、1月7日から10日まで札幌市において第43回北海道教育美術展が行われ、新十津川中学校から奨励賞に1年生の長尾七海さんが受賞、その他5人の方が入選をいたしております。なお、受賞者名簿の表紙に、この長尾七海さんの絵が選ばれております。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、ないということですので、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4報告事項を議題といたします。報告第5号平成28年度町内小中学校在籍児童生徒数(平成29年2月分)について事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは、議案書の3ページをお開きください。表をご覧くださいまして、小学校、合計で315人、中学校、合計で184人、総合計499人の在籍となりまして、こちらは先月と同数でございます。以上、報告第5号の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

◎久保田教育長

報告第5号平成28年度町内小中学校在籍児童生徒数(平成29年2月分)についての説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

なしということですので、報告第5号平成28年度町内小中学校在籍児童生徒数(平成29年2月分)についてを報告済みといたします。続きまして、報告第6号体罰に係る実態把握に関する調査結果について事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは、議案書5ページをお開きください。1調査名、体罰に関する調査。調査期間は、平成28年12月12日から平成28年12月22日までとなっております。調査方法、小学校につきましては、保護者に対して調査票を配付し回答を得ております。中学校につきましては、生徒と保護者、それぞれに対し調査票を配付しております。この調査票につきましては、封筒に入れたまま教育委員会職員が学校から受け取りまして、開封は教育委員会側で開封した上で集計をしております。4の調査結果、別紙となりまして、次のページをお開きください。調査内容は、平成28年4月以降、体罰がありましたか、ありませんでしたかという問いでござ

いまして、あるとすれば誰に対しての体罰でしたか、いつのことですか、その行為の内容は
どういう項目だったのでしょうかというような調査内容となっております。最初の上の表
ですが、こちらは小学校に対しての調査結果でございます。児童数316人中281人の回答で、
回答率は88.9パーセントでございました。そのうち、体罰のあるという回答された方は0人
ということで、今年度につきましては、体罰は無しということで報告を受けております。次
に真ん中の表です。中学校ですが、真ん中は生徒の回答結果です。185人中152人の回答で回
答率は82.2パーセントでございました。体罰の有無についてですが、あったという回答はこ
ちらもございませんでした。また、この1番右の表です。体罰の有無（先生以外）とありま
すが、この具体的には、事務職員や部活動の外部指導者などを想定しています。こちらにつ
きましても、体罰はなしということで回答を得ています。1番下の表が、保護者からの回答
結果でございます。こちら回答率は80.5パーセント、149名からの提出がありまして、体
罰があるとの回答は1名もございませんでした。以上、報告第6号の説明とさせていただきます。
どうぞよろしくご審議いただきますようお願いいたします。

◎久保田教育長

報告6号体罰に係る実態把握に関する調査結果についての説明が終わりました。質疑はご
ざいませぬか。

◎荒山委員

これ、回答率がまあ100ということはないですけども、88って少ないような気がするん
ですけども、これ出さなくてもいいということなんですか。

◎遠藤事務局長

出さなくてもいいというわけではないんですけども、要するに期間が決まっておりますし
て、なぜ100パーセントじゃないかというのは、定かではありませんが、実際のところ、た
またま休んでいるとかその不登校の子がいるということも事実ですし。

◎荒山委員

不登校ね。

◎遠藤事務局長

恐らくそういう子どもたちの数は、ここの回答の中には入っていないのではないかと思わ
れます。

◎久保田教育長

ほかにございませぬか。

◎熊澤委員

真ん中の、新十津川中学校の右側の体罰の先生以外には、親とか近所のおじさんというよ
うな質問だったんですか。

◎遠藤事務局長

学校の中の出来事ということなので、学校又はそのクラブ活動とかそういうエリアの範疇。

◎熊澤委員

はい。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

◎新田委員

この例えば中学生の回答で未回答が結構ありますけれど、提出した中でこの欄はたまたま未回答だったということですか。

◎遠藤事務局長

未回答、まあ例えば生徒の回答で言いますと22名いますよね。なしという回答した子が130人いますので、全部回収したのが152人分あって、なしに丸を付けた子が130人、結局は返っては来たけれども何も印を付けていなかった子が22人いるっていうことが。なぜ付けなかったかというのは、まあその辺は不明です。

◎新田委員

ただ記入忘れとかってというのは仕方ないかもしれないけれど、何か言いたいことがあって言いづらいというんだったらちょっと問題があるかなと、ちょっと考え過ぎなんですかね、ちょっと思います。

◎熊澤委員

調査用紙が分からないので、何とも言えないですけど。

◎遠藤事務局長

ただいま調査票を用意します。基本的には、あったときにどんなことがあったみたいなどころを書くようになっています。

◎熊澤委員

保護者回答の最後の方、未回答はないんですね。

◎久保田教育長

保護者の欄はないですね。保護者は全員回答しています。

◎遠藤事務局長

未回答の人は普通で考えたら出さないと思います。わざわざ出さなくてもいいという気はしますけどね。そこが大人と子どもの違いかなという気はするんですけども。

◎近藤委員

中学生の生徒には、例えばみんな教室で同じところで丸とか、あるとかないとか記入しているのでしょうか。

◎遠藤事務局長

いえ、それはしておりません。

◎新田委員

こちらの項目にはあまり未回答がなくて、こちらの先生以外の、この項目に未回答、こちらだけに多いのが、なんかちょっと気になります。

◎遠藤事務局長

事務の人だったら接する機会も少ない子どもが多いのかなという想像はつくんです、なんとなく。先生以外の人と、いわゆる町が雇用している臨時講師だとかそういう人、例えばALT外国語青年だとか、まあそういう人も本来で言ったら厳密に言うと教師ではないので、まあ子どもたちがその部活動もしていないし、外国語講師もいないし、事務の人ともそんなに接点がないといったときに、先生以外にたいしたそれこそ関係ないわみたいなイメージがあるのかもしれないな、というのが私の想像です。

◎久保田教育長

浮かばないということかな。

◎遠藤事務局長

そうです。実態として。

◎久保田教育長

そうかもしれないですね。

◎坂下グループ長

様式3の2が、保護者用の体罰に関する調査で、様式3の3が生徒に関する調査票になっています。生徒の未回答、体罰の有無（先生以外）に未回答が多いのは、1のところ、なに丸を付けた子がもうそれでもう調査終了だと思い、下の項目に丸を付けなかったということが考えられます。

◎近藤委員

これを見ていたらそう思いますね。

◎久保田教育長

まあ、そのようなことが想定されるということで、新田委員よろしいですか。

◎新田委員

ええ。

◎遠藤事務局長

それとこの1番下にありますね、この提出用封筒に入れてしっかり封をした上で、いついつまでに学校に出してくださいとなっているので、みんなのいる場でここに記載させているわけではないですね。

◎久保田教育長

それでは、ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

なしということですので、以上をもちまして、報告第6号体罰に係る実態把握に関する調査結果についてを報告済みといたします。続きまして、報告第7号新十津川町立学校職員ストレスチェック制度実施要綱の制定について事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは7ページをお開きください。要綱は別紙のとおりとなりまして、8ページ以降をご覧くださいと思います。最初に、この要綱につきましては、労働安全衛生法第66条の10の規定に基づくストレスチェック制度を教育委員会が実施するにあたり、その実施方法などを定めるためでございます。それが、主旨として第1条に記載されております。要点のみ説明させていただきます。第4条でございますが、ストレスチェックの実施者となっております、これを実施する人は誰かと言いますと、検査機関の保健師とするということで、本教育委員会の場合は外部に委託しておりまして、その実施機関の保健師がそれを行うということをごここに明記しております。第7条でございます。これは制度の周知を定めておりまして、第1号、ストレスチェックは、職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防を目的としていること、メンタルヘルス不調者の発見を一義的な目的としないこととなっております。これは、厚生労働省がこのストレスチェックを導入するにあたって最初から言っていたことでありまして、まず自分自身が気付くことが1番の目的ということですので、具合の悪い人を雇用している人が発見することが目的ではないということがポイントとなっております。それで、続いて第13条、9ページの方になります。こちらは、ストレスの程度の評価方法と、高ストレス者の選定方法について規定しております。第2項で実施者、いわゆる保健師になりますけれども、次のいずれかを満たす者を高ストレス者として選定するというので、ストレスチェックにより、基準に基づいて点数化したものでストレス者を選定することとなっております。続きまして、第17条になります。面接指導の申出方法を規定してございまして、先ほどの高ストレス者として選定された方のうち、医師の面接指導を受ける必要があると判定された方が面接を希望する場合に面接指導申出書を提出しなければならないというふうになってございます。第19条でございますが、面接指導結果に基づく医師の意見聴取方法でございまして、面接指導を実施したあと、30日以内にその面接指導の結果兼意見書を医師は委員会に提出することとなっております。それで、第20条ではその面接指導結果を踏まえた措置の実施ということで、その医師からの結果を受けて就業上の措置を実施する場合には、担当者が医師同席の上でその面談を受けた職員に対し、就業上の内容及びその理由などの説明を行うこととしております。第22条はストレスチェックの結果について、学校ごと、集団での集計及び分析を行うこととしております。第24条は学校ごとの集計及び分析結果に基づいて、必要に応じて職場環境の改善のための措置を実施することとしております。続いて、第29条と第30条につきましては、情報開示をすることができる旨と、職員については苦情の申立てをする場合の手続きが定められております。最後になります。32条、不利益となる取扱いの防止ということで、教育委員会はストレスチェックを実施するにあたりまして、教職員等に対しまして不利益となる取扱いをしてはいけない事項をここに6号からなることを定めております。附則でございます。この要綱は、平成28年12月15日から施行することとしておりまして、なお、ストレスチェックの状況ですけれども、個人への結果通知はもう既に個人個

人へいつております。今は、まあ高ストレス者と判定された方がいるとすれば、その方が医師の面談を希望する場合、この日程調整とか医師との調整をして、いつ面談をしますとかという流れになっていく予定ではありますけれども、まだその辺の情報が来ていないということと、個人の結果とは別に学校ごとの傾向を集計して分析することとしていますので、うちの場合は小学校の分析結果と中学校の分析結果がその委託している機関から情報が来ることになっておりますが、まだ来ておりません。その状況を見て何か改善しなければならないだとかいうことがあれば、学校長、教育委員会で今後の対応策などを考えていくことがあるかもしれませんというような状況でございます。以上、報告第7号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◎久保田教育長

報告第7号新十津川町立学校職員ストレスチェック制度実施要綱の制定についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎遠藤事務局長

後ろに様式を載っけてありますけれども、様式の方は説明はいたしませんでしたけれども、様式の第1号、13ページは、この個人個人に送られた調査票のこの丸を付けることになっているんですけれども、こういう項目について1人1人が回答しているということですね。あとは、15ページ以降は申出書だとか開示請求書などの様式となっております。すみません。

◎荒山委員

これ、医師は1人なんですか。個人個人に病院に行ってそれぞれ診断を受けるということなんですか。1人で行っているのか。

◎遠藤事務局長

新十津川町教育委員会としてこの方というお医者さんを決めさせていただきますので、もちろん資格のある前提で。委託契約でお医者さんが選ばれた中で申出する先生がいたときにお医者さんとの調整を図って、面接を受けるのはその高ストレス者と判定されて医師の面談を希望する先生がそのお医者さんのところに行って受診することになります。

◎新田委員

第7条の2項に職員がストレスチェックを受ける義務まではないが、とあるんですけれども、結局は全員受けられてはいるんですか。回答されてはいるんですか。

◎遠藤事務局長

教職員、今回、正規の職員、あと町が雇用している臨時の先生、ALTなど、あと一般の事務職員も含めまして、配付いたしまして全部回収はしております。

◎久保田教育長

ほかにごございませんか。

◎近藤委員

質問とかではないんですけれども、まあこのストレスチェックを実施、ああもうしているということなんですけれども、それによって不利益となる取扱い、1番最後にありますけれども、

まあものすごいやっぱりデリケートなことだと思うので、もう間違いなく不利益にならないような取扱いをというかを、何と言うんですかね、確立してほしいと思います。

◎遠藤事務局長

はい。

◎近藤委員

まあちょっと別件なんですけど、昨年ちょっとここの近い町の若い職員さんが、役場の職員さんが、その同じ課内でちょっといろいろ言われたりいじめられたりして退職されたという方がいるので、ちょっと気を付けていただきたい。こういうことが原因でいじめられるというのは大人でもあると思うので、デリケートに扱ってほしいなというような希望はあります。

◎遠藤事務局長

分かりました。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、ないということでございますので、以上をもちまして、報告第7号新十津川町立学校職員ストレスチェック制度実施要綱の制定についてを報告済みといたします。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第1号新十津川町及び雨竜町学校給食推進委員会設置規程の制定についてを事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

新十津川町及び雨竜町学校給食推進委員会設置規程。それでは、最初に22ページの1番下段にあります提案理由を申し上げます。雨竜町への学校給食提供の実施に伴い、両町の学校給食に関する調査検討を行うため、この訓令の制定について議決を求めるものでございます。内容を説明させていただきます。こちら第1条は設置の目的を規定しております。先ほどの提案理由と同じでございます。第2条につきましては、この推進委員会が所管する事務を規定しておりまして、学校給食の運営に関すること、衛生管理に関すること、献立及び栄養管理に関すること、物資選定及び購入に関すること、食育に関すること、その他必要と認める事項となっております。第3条は、委員会の組織について規定しております。委員の人数は10人以内でございまして、この第2項にありますとおり、本町と雨竜町から同じ立場の方を委嘱するという規定しております。第4条につきましては、この委員会に委員長と副委員長を委員の互選により置くことを規定しております。22ページの附則でございしますが、施行期日について、この訓令は、平成29年4月1日から施行する。2として、最初の会議の招集の方法について記載しておりまして、特例として最初の会議は教育長が招集する旨を定めております。ここで補足の説明をさせていただきますが、雨竜町への学校給食提供ということで最初に提案理由を申し上げました。もともと学校給食の調査検討を行うために、新十津川町学校給食推進委員会設置要綱というものを定めておりました。それで、平成27年度か

ら雨竜町への学校給食提供の事務を受託しておりますことから、本来であれば27年度から要綱改正した上で、この委員会の構成員に雨竜町も含めて会議をしていかなければならないところでしたが、この要綱や規定を整備せずに実際は雨竜町の教頭会、校長会だとかPTAの役員の方をお呼びして、委員会を開催しておりました。それで、既定例規の整備が遅れていたということで、今回、以前の要綱を廃止し、今回新たに新制定として雨竜町も含めた中で新たな規定を整備するというごさいます。そういうことで、規定の制定が遅れましたことをお詫びさせていただきまして、この議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第1号新十津川町及び雨竜町学校給食推進委員会設置規程の制定についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎荒山委員

これは、雨竜の方から意見があってやりかえたということなんですか。

◎遠藤事務局長

いえ、本町事務局内部でこれは規定が整備されていないということで改正しなければならぬということになりました。

◎荒山委員

提案したということですね。

◎遠藤事務局長

先ほども申しましたように、実際、昨年も2回又は3回ほど定期的に向こうの栄養士さんも来たりPTAの方も来たりして、1回は給食を試食しながら会議をするだとか、要するに献立について等の意見を頂戴して、改善すべきことがあれば改善していく。実際、昨年のおきに言われたのが、パンの味についての意見がありました。まあいろいろな意見をいただくところですから、そういうのがあったりとか、濃い味だとか薄い味だとかというようないろいろな意見もいただいています。

◎荒山委員

分かりました。

◎久保田教育長

その間、栄養教諭は入っている。

◎遠藤事務局長

栄養教諭は入っていないんです。

◎久保田教育長

入っていないんですね。

◎遠藤事務局長

雨竜からは、栄養に関するということで、養護教諭の先生が来ていました。栄養教諭がないので、雨竜に。

◎久保田教育長

いないときの方が意見が出ると言っていましたね。

◎遠藤事務局長

そうなんです。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第1号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

意義なしと認めます。従って、議案第1号新十津川町及び雨竜町学校給食推進委員会設置規程の制定については、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第2号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町ふるさと公園サンウッドパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）に同意することについて事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは、議案書23ページをご覧ください。提出する議案は別紙のとおりとなっておりますが、先に下段の提案理由を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案に同意することについて議決を求めるものでございます。では、24ページをご覧ください。今回、こちらも1番下段にあります提案理由です。サンウッドパークゴルフ場の利用を促進するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。横書きになりますが、25ページをご覧くださいと思います。今回の改正箇所は、使用料の金額自体を変えるものではございません。団体券の購入対象人数を変更するものでございまして、右側は現行、今の条例です。団体券は20人以上から取り扱うこととなっておりますが、改正案、左側になりますが、20人以上から10人以上に改めるものでございます。これは、団体での利用を促進し、利用者の増加を図るため行うものでございます。24ページへお戻りください。附則でございまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。なお、議会への上程につきましては、3月に開催されます第1回定例会に上程予定となっております。以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第2号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町ふるさと公園サンウッドパークゴ

ルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例) に同意することについての説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎熊澤委員

20人から10人にするというのは、十分分かりますよね。ただ、10人という団体が存在して本当に効果があるのかどうかという予測はたちますか。

◎遠藤事務局長

10人というよりも、やっぱり利用されるのは町内会の親睦だったり行政区だったり、あとはまあ何とかクラブ、老人クラブでもいいですけども、まあ年にその団体としては1回ぐらいしか利用はないかもしれませんが、やっぱり現場で言われるのは、20人集めるのはだんだん厳しくなってきたという声を聞きます。人口が減ってきている中で、町内会といえども20人は厳しいのでそこをやっぱり少なくすることによって利用が促進できるよという声を聞きますので、それであれば広く町民の方に親睦行事として利用していただきたいなということです。

◎熊澤委員

ちょっと10人でも多いかなという気はするんですが。促進するためというのであれば。

◎遠藤事務局長

それで、何人が妥当だというのはあるんですけども、例えば利用目的は違いますが、観光施設や開拓記念館などは10人以上を団体としているものですから、20人以上というのはほかに例がなく、その設置当初は大勢の方が団体で利用していただいて、それでもよかったんだと思うんですけども、先ほど申しましたようにだんだん利用者が減ってきて、人口も減ってきた中で、少しハードルを下げようということと、ほかの施設との兼ね合いを見て、今回は10人にさせていただいております。以上です。

◎熊澤委員

いや、そういうのは分かるんですが、やっぱりこれってね、そんな10人もというのはやっぱり一大イベントみたいにして。

◎遠藤事務局長

まあ、大会。

◎熊澤委員

やることになって、10人少ししか集まらないよというようなことの場合は対応できるけれども、何か最近パークゴルフ場も、サンウッドの利用客減っている状況でしょう。で、利用率を増やすとすれば、あれ名前何と言うのか分かりませんが、回っていくのにだいたい4人とか5人ぐらい回るわけじゃないですか。そういう人たちから対応してやれば、すごく格安になって来るんじゃないかなと思うんですが。

◎遠藤事務局長

今回は団体の人数だけということで、料金自体は、今見直しはしないという前提から始まっているんですけども、何人がその団体としてのという中で、日常的に来るというよりも

やっぱりその大会運営、まあ大会といっても親睦会のようなものとかそういうことを想定した上での10人という設定ですので、きっと1年に1回又は2回ぐらいの利用、その団体にしたらそういうような機会ではないかとは思いますが、少しでもそういう機会を増やしてもらえようという気持ちが込められています。

◎熊澤委員

まあ、これはこれでいいとしても、今後、更に改定する機会があれば検討して欲しい、料金体系の見直しがあったときには、ある程度少人数でも対応できるような割引制度みたいなものがあればいいなと思います。

◎遠藤事務局長

使用料の改定につきましては、教育委員会の施設のみならず町全体としていろいろな施設がありまして、消費税が増税になるときに見直す予定で検討してきて、今おっしゃられたことももしかしたらそのときに合わせての検討事項とさせていただくことになると思われまので、町長部局とも考え方は統一した上で、教育委員会としての考え方をまとめて検討させていただきたいと思えます。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。従って議案第2号新十津川町議会定例会提出議案(新十津川町ふるさと公園サンウッドパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)に同意することについては原案のとおり可決されました。続きまして、議案第3号新十津川町議会定例会提出議案(新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部を改正する条例)に同意することについてを事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは27ページをご覧ください。先に下段にあります提案理由を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案に同意することについて議決を求めるものでございます。提出する議案は別紙のとおりとなりまして、28ページをお開きください。これも下段にあります提案する理由を申し上げます。交付対象者となる遠距離の高等学校等へ通う生徒の保護者の範囲を拡大するためでございます。それでは、29ページの新旧対照表をご覧ください。左が改正案、右側は現行でございます。今回の改正の内容は、第2条の交付対象者の規定を改正するものでございまして、現在は、下線になりますけれども、本町に隣接する市町以外の高校に通学する生徒の保護者で生

徒が利用する滝川市又は砂川市の駅又はバスターミナルから高校の所在する最寄りの駅、バスターミナル又は停留所までの定期券購入費を助成の対象としております。ですから、現在は滝川、砂川などの高校への助成は該当となっております。改正案でございますが、この空白のところは何も文字がないということございまして、高等学校等に通学する生徒だけとなりますので、どこの高等学校でもいいということになります。ですから、新十津川農業高等学校でも問題ないという考え方になります。また、生徒が自宅から高校まで通常の経路により通学した場合の定期券購入費を助成対象とするものでございまして、自分の家の近くのバス停からバスに乗って、例えば滝川ターミナルまで行ってその滝川からJRに乗るだとか、また滝川の市内線のバスの乗るだとかというそれら全て定期券代を助成の対象とするものでございます。なお、本町内を走っております地域公共交通ですけれども、現在、定期券というものは扱っておりませんが、この4月から定期券を発行することになっておりますので、そちらを利用する場合もこの制度の対象となるということ併せて報告させていただきます。今のところの想定ですけれども、この改正によりまして、例えば吉野方面から通学している生徒につきましては、全てを公共交通機関で来た場合、どちらの高校に通学したとしても助成の対象となることが想定されます。ほかには、例えば大和地区の場合は農業高校へ来た場合でも対象となるでしょうということと、花月方面の方は滝川西高の場合該当となることが想定されております。28ページの附則でございます。この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。以上、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第3号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部を改正する条例）に同意することについて説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎熊澤委員

では、花月から砂川の高校はならないのでしょうか。これ、どういう計算になるのかわかりませんが。バスが走っていないんじゃないですか。

◎坂下グループ長

砂川方面については、地域公共交通が運行されておりますので、そこで例えば定期券が10,000円を超えるのであれば対象となります。

◎熊澤委員

ここも普通にバスが走っていればならないぐらいの金額ですか。

◎遠藤事務局長

定期券代がいくらということまではっきり聞いてはいませんし、先ほど吉野方面とか、大和方面とか言いましたけれども、同じ大和でも家がどこにあるか、花月といっても1番南なのか手前か、住んでいる所によってはもちろん違ってきますので、どこに住んでいるかによって計算してみないともちろんはっきりしたことは言えません。例えば吉野の子が、役場までは親が送ってきて、役場からバスに乗って学校に行くというような、そういう場合ももしかしたらあるかもしれないんですね。その場合は自家用車で来た部分はもちろん該当にはならないので、あくまでも定期券を買って乗った区間のもので計算しますから、どこに住ん

でいるかだけで一概にはもちろん言えないというところではあります。

◎熊澤委員

いや、聞いたかったのは、定期券が通常買えないような場所が、砂川、距離的にないのかもしれないけれど、その間バスがなくて滝川回りで行けば交通機関としてはあるよといった場合にどうなるのかな、どういう計算ができるのかなということを考えて、ちょっと考えてみたんだけど。

◎久保田教育長

通学する時間帯にはあるはずですよ、乗合。例えば、砂川に行く場合でしたら、花月からその時間に合う交通機関と言ったら。

◎遠藤事務局長

乗合ワゴン。

◎坂下グループ長

地域公共交通の担当の職員と以前話したときに、今回この定期券を作るにあたって、その対象となる砂川方面を受け持っている、こすもす観光さん、誠和運輸さんですね。その方が、もし利用増につながるのであれば、例えばうまく高校まで行けるように距離を延ばすだとか、時間帯もうまい具合に、例えばターミナルから高校まで行くバスにうまく接続できるような時間割にするだとか、そういったところも検討したいなということをおっしゃっていただきましたので、利用しやすいような形で進めていってもらえればいいかなというふうには感じてはいます。

◎久保田教育長

ほかに質問、意見ありませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

◎久保田教育長

これより議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。従って、議案第3号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部を改正する条例）に同意することについては原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは、まず次回の定例会の日程でございますが、3月24日の金曜日。それと定例会ではございませんが、3月31日、今年度最後の日ということで、転出される教職員の感謝と激励の集いを予定しておりますのでお含みおきください。臨時の教育委員会会議を3月9日木曜日に予定しております。こちらにつきましては、教職員の人事内示について報告させていただくものでございます。そして、新年度に入りまして4月の定例会のご相談なんですが、最終週ということで25日前後というふうに考えてございますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

◎遠藤事務局長

では、25日ということで。また、来月のときに確認しますので、まずは25日ということでお願いをいたします。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、平成29年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時30分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 新 田 右 子

会議録署名委員 荒 山 直 人